

駐車場使用契約書

第1条（契約の締結）

境谷西第2住宅団地管理組合（以下「甲」という。）と境谷西第2住宅団地 _____ 棟 _____ 号所有者（又は占有者） _____（以下「乙」という。）は、甲の管理する駐車場（以下「駐車場」という。）に乙の所有又は使用する自動車を駐車するため、以下の条項により駐車場使用契約を締結した。

第2条（使用者の遵守義務）

- 1 乙は駐車場の使用に際し、境谷西第2住宅団地管理規約（以下「規約」という。）、駐車場運営に関する規則（以下「規則」という。）、甲の定めるルール及び指示を遵守しなければならない。
- 2 乙は、駐車場の現状を変更する工作をしたり、駐車以外の目的に利用してはならない。
- 3 乙は、駐車場を転貸し、又は、駐車場使用契約上の地位を第三者に譲渡してはならない。
- 4 乙は、甲が駐車場の改修工事等を行う場合は、甲に協力しなければならない。

第3条（駐車場の位置及び区画番号）

駐車位置は甲の定める次の場所とする。

（駐車場所在地）

（駐車場の名称及び区画番号）

第4条（契約自動車）

- 1 乙が駐車場に駐車できる自動車（以下「契約自動車」という。）は次に表示する自動車に限るものとする。
（車 名）
（車両登録番号）
- 2 乙は、契約自動車を変更しようとするときは、事前に甲の承諾を受けなければならない。

第5条（契約期間）

乙による駐車場使用期間は、_____年 _____月 _____日から _____年 3月31日までとし、甲又は乙のいずれから使用終了の1か月前までに使用を終了する旨の申し出がない限り、使用期間は1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第6条（敷金及び使用料金）

- 1 乙は規則第11条に定める駐車場使用の敷金（以下「敷金。」）及び駐車場使用料金（以下「使用料金」）を同条の定めるところにより甲に支払わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲の団地総会で、敷金及び使用料金の金額、支払い方法その他の駐車場の管理又は使用に関する事項（これらの変更に関する事項を含む。）について甲の団地総会の決議があったときは、契約期間内といえども、乙はこれに従わなければならない。

第7条（保管の責任）

駐車場における契約自動車の保管等については乙の責任で行うものとし、契約自動車に関し生じた盗難、破損、その他の事故等について甲はその責を負わない。

第8条（事故解決の責任）

境谷西第2住宅団地敷地内及び駐車場(団地外の駐車場を含む。)において、契約自動車の運行によって事故及び紛争が発生したときは、乙は誠実にその解決又は処理に当らなければならない。

第9条（契約に定めなき事項）

本契約書に定めのない事項については、規約又は規則の定めるところによる。

甲と乙は、上記のとおり駐車場使用契約を締結したことを証するため、この契約書2通を作成し、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

西曆 年 月 日

甲 境谷西第2住宅団地管理組合

理 事 長

⑩

乙 境谷西第2住宅団地 棟 号

所有者（又は占有者）

⑩

駐車場使用契約書

第1条（契約の締結）

境谷西第2住宅団地管理組合（以下「甲」という。）と境谷西第2住宅団地 _____ 棟 _____ 号所有者（又は占有者） _____（以下「乙」という。）は、甲の管理する駐車場（以下「駐車場」という。）に乙の所有又は使用する自動車を駐車するため、以下の条項により駐車場使用契約を締結した。

第2条（使用者の遵守義務）

- 1 乙は駐車場の使用に際し、境谷西第2住宅団地管理規約（以下「規約」という。）、駐車場運営に関する規則（以下「規則」という。）、甲の定めるルール及び指示を遵守しなければならない。
- 2 乙は、駐車場の現状を変更する工作をしたり、駐車以外の目的に利用してはならない。
- 3 乙は、駐車場を転貸し、又は、駐車場使用契約上の地位を第三者に譲渡してはならない。
- 4 乙は、甲が駐車場の改修工事等を行う場合は、甲に協力しなければならない。

第3条（駐車場の位置及び区画番号）

駐車位置は甲の定める次の場所とする。

（駐車場所在地）

（駐車場の名称及び区画番号）

第4条（契約自動車）

- 1 乙が駐車場に駐車できる自動車（以下「契約自動車」という。）は次に表示する自動車に限るものとする。
（車 名）
（車両登録番号）
- 2 乙は、契約自動車を変更しようとするときは、事前に甲の承諾を受けなければならない。

第5条（契約期間）

乙による駐車場使用期間は、_____年 _____月 _____日から _____年 3月31日までとし、甲又は乙のいずれから使用終了の1か月前までに使用を終了する旨の申し出がない限り、使用期間は1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第6条（敷金及び使用料金）

- 1 乙は規則第11条に定める駐車場使用の敷金（以下「敷金。」）及び駐車場使用料金（以下「使用料金」）を同条の定めるところにより甲に支払わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲の団地総会で、敷金及び使用料金の金額、支払い方法その他の駐車場の管理又は使用に関する事項（これらの変更に関する事項を含む。）について甲の団地総会の決議があったときは、契約期間内といえども、乙はこれに従わなければならない。

第7条（保管の責任）

駐車場における契約自動車の保管等については乙の責任で行うものとし、契約自動車に関し生じた盗難、破損、その他の事故等について甲はその責を負わない。

第8条（事故解決の責任）

境谷西第2住宅団地敷地内及び駐車場(団地外の駐車場を含む。)において、契約自動車の運行によって事故及び紛争が発生したときは、乙は誠実にその解決又は処理に当らなければならない。

第9条（契約に定めなき事項）

本契約書に定めのない事項については、規約又は規則の定めるところによる。

甲と乙は、上記のとおり駐車場使用契約を締結したことを証するため、この契約書2通を作成し、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

西曆 年 月 日

甲 境谷西第2住宅団地管理組合

理 事 長

ⓐ

乙 境谷西第2住宅団地 棟 号

所有者（又は占有者）

ⓐ